平成28年度第3回山梨県環境保全審議会鳥獣部会 会議録

- 1 日 時 平成29年2月13日(月)午後1時30分~午後4時15分
- 2 場 所 防災新館3階303会議室
- 3 出席者
 - (委員)山本紘治、青木 進、杉本光男、相馬保政、藤巻光美、湯本光子、 横内幸枝(委員10名中7名出席により、規定の定足数を充足)
 (事務局)みどり自然課長 平塚幸美、総括課長補佐 瀧本勝彦、課長補佐 小野富夫、 主査 小野一峰、主査 鈴木三枝子、主査 上原大典、主任 乙黒 翔
- 4 傍聴人の数 0人
- 5 次第
 - 1 開会
 - 2 みどり自然課長あいさつ
 - 3 部会長あいさつ
 - 4 議事
 - 5 その他
 - 6 閉会
- 6 議題
 - 議題1 第12次鳥獣保護管理事業計画(案)について
 - 議題2 第2期山梨県第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画(案)について
 - 議題3 第2期山梨県第二種特定鳥獣 (イノシシ)管理計画(案)について
 - 議題4 第2期山梨県第二種特定鳥獣 (ニホンザル)管理計画 (案)について
 - 議題5 その他
 - 第4期山梨県ツキノワグマ保護管理指針(案)について 第3期山梨県カワウ管理指針(案)について

1 開 会 司会 ただいまから、山梨県環境保全審議会鳥獣部会を開催いたします。 2 みどり自然課長あいさつ みどり自然課長 みどり自然課長あいさつ 3 部会長あいさつ 部会長 鳥獣部会部会長あいさつ 4 議事 司会 本会は山梨県環境保全審議会運営規定第3条第2項により、委員 の過半数が出席しておりますので、部会の会議は成立しております。 それでは議事に入らせていただきます。 部会の議長は、山梨県環境保全審議会運営規程第3条第1項の規 程によりまして、部会長がこれにあたることとなっております。 それでは部会長、よろしくお願いいたします。 議長 それでは、規程により議長を務めさせていただきます。 議事の進行に御協力くださいますようお願いいたします。 では、議事に入りたいと思います。 「議題(1) 第12次鳥獣保護管理事業計画(案)について」 事務局から説明をお願いいたします。 事務局 それでは、ご説明させていただきます。 (資料1-1)~(資料1-3)について説明。 議長 それでは審議に入ります。 当該案件につきまして、意見、質問等がございましたらお願いい たします。 委員 管理捕獲の推進による鉛玉等に係る猛禽類への影響について、調 査は行うのか。

事務局

環境省において、これまで毎年行っているガンガモ調査を利用し、

その検体から鉛の調査を行い、全国的な状況を掴む予定と聞いており、県としては、その調査結果を注視していく予定です。

委員

第2種特定鳥獣について、どのような方法により、生息数等の生息実態を調査していますか。

事務局

ニホンジカについては、国が全国的に個体数推定を実施した手法である階層ベイズ法により、毎年度調査しています。階層ベイズ法では、捕獲数、目撃率、狩猟者登録数、糞塊密度等を使用して生息数の推定を行っております。

イノシシについては、出猟カレンダーによる目撃率、捕獲率により生息密度の推定を行っております。

ニホンザルについては、群れ管理を基本しているため、各市町村においてメスザル等に発信器を付け、群れの頭数、行動範囲等を把握し、県ではその報告を元に県全体の状況を把握しております。

委員

鳥インフルエンザについて、現在全国各地で発生しているところですが、県内ではどのような体制で対応していますか。

事務局

対応レベルが3に引き上げられたこと踏まえ、市町村に対し監視 強化と野鳥への接し方の普及の徹底を依頼するとともに、県におい ても、各林環事務所単位でパトロール体制を整え、定期的に見回り を行い監視強化を図っております。また、死亡野鳥を発見した場合 には、休日・夜間も対応できるよう、連絡調整体制を整えました。

委員

キジ・ヤマドリ放鳥事業の実態はどうなっていますか。

事務局

第11次計画中に休猟区を廃止したことに伴い、休猟区に放鳥を計画していた分がH27年度から大きく減少しております。

第12次計画においても、休猟区は設定しないことから、保護区内に合計420羽を足環をした後放鳥することとし、放鳥後の生息 状況を確認できるようにする予定です。

議長

そのほかご意見はございませんか。

それでは、第12次鳥獣保護管理事業計画(案)につきまして、委員の皆様の御承認をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

異議なし

議長

それでは、第12次鳥獣保護管理事業計画(案)につきまして、委員の皆様の御承認をいただきました。

次に「議題(2) 第2期山梨県第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画(案)について」

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、ご説明させていただきます。

(資料2-1)~(資料2-2)について説明(概要のみ)。

議長

それでは審議に入ります。

当該案件につきまして、意見、質問等がございましたらお願いい たします。

委員

狩猟、管理等捕獲の種類別の実績はどうなっているのか。

事務局

資料2-2の35ページをご確認ください。

直近のH27年度の実績では、狩猟が3,509頭、有害捕獲が319頭、管理捕獲が9,341頭、計13,169頭捕獲しております。

議長

それでは、このあたりで意見を集約したいと思います。 第2期山梨県第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画(案)につ きまして、委員の皆様の御承認をお願いしたいと思いますが、 いかがでしょうか。

委員

異議なし

議長

それでは、第2期山梨県第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画 (案)につきまして、委員の皆様の御承認をいただきました。

次に「議題(3) 第2期山梨県第二種特定鳥獣 (イノシシ)管理計画(案)について」

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、ご説明させていただきます。

(資料3-1)~(資料3-2)について説明(概要のみ)。

議長

それでは審議に入ります。

当該案件につきまして、意見、質問等がございましたらお願いい たします。

委員

イノシシは、県内全体の生息頭数の把握は行っていないのですか。

事務局

イノシシについては、毎年出猟カレンダーによる目撃率、捕獲率 により生息密度の推定を行っておりますが、県内全体の生息数は算 出しておりません。

なお、イノシシについては、目標がシカのように全体数を半減するというのではなく、「農業被害の抑制」「地域個体群の健全かつ適正な維持」という目標から、奥山の管理捕獲は行わず、農業被害に繋がる里山のイノシシの密度をゼロに近づけることを基本方針としております。このため、全体数の把握は特に必要としておりません。

議長

それでは、このあたりで意見を集約したいと思います。

第2期山梨県第二種特定鳥獣 (イノシシ)管理計画 (案)につきまして、委員の皆様の御承認をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

異議なし

議長

それでは、第2期山梨県第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画(案)につきまして、委員の皆様の御承認をいただきました。

次に「議題(4) 第2期山梨県第二種特定鳥獣(ニホンザル)管理計画(案)について」

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、ご説明させていただきます。

(資料4-1)~(資料4-2)について説明(概要のみ)。

議長

それでは審議に入ります。

当該案件につきまして、意見、質問等がございましたらお願いい たします。

委員

(特になし)

議長

それでは、第2期山梨県第二種特定鳥獣(ニホンザル)管理計画 (案)につきまして、委員の皆様の御承認をお願いしたいと思いま すが、いかがでしょうか。

委員

異議なし

議長

それでは、第2期山梨県第二種特定鳥獣(ニホンザル)管理計画 (案)につきまして、委員の皆様の御承認をいただきました。

次に、(5)その他として

「 第4期山梨県ツキノワグマ保護管理指針(案)について」 事務局から説明をお願いします。 事務局

ご説明させていただきます。

本県では、ツキノワグマとカワウについて、被害対策を行うため、 従前からそれぞれ指針を定め保護及び管理を行っており、 1 2 次計 画にも位置づけしているところです。

これまで説明いたしました12次計画及び第二種特定計画は、鳥獣保護管理法に基づく計画であり、策定には環境保全審議会による審議が必要ですが、ツキノワグマとカワウの計画については、県独自の計画であり、策定に法定審議は求められておりませんが、第二種特定計画と同様に野生鳥獣の保護・管理を行う計画であるため、審議会の報告事項とさせていただきたいと思い、今回説明させて頂きます。

それでは、第4期山梨県ツキノワグマ保護管理指針(案)を説明 いたします。

(資料5-1)~(資料5-2)について説明(概要のみ)。

議長

当該案件につきまして、意見、質問等がございましたらお願いい たします。

委員

捕獲頭数を70頭としていますが、この数を捕獲するために努力するわけではないということで良いですか。また、捕獲実績も、70頭を下回っている記憶がありますが、それでよろしいでしょうか。

事務局

おっしゃるとおり、70頭は狩猟を含めた上限として考えております。実績についても、資料5-2の9ページにありますように、70頭はずっと下回っております。

委員

今年度は、全国的にクマの被害が多く、私の地元でもクマによる 重傷事故が発生したところです。

捕獲と保護のバランスを考え、必要な場合は捕獲等対応できるようにするとともに、クマへの注意喚起についてどのように行っておりますか。

事務局

「人間活動を優先する地域」と「クマを保護する地域」のゾーン 分けを徹底し、人間を優先するエリアへの侵入を繰り返すなどの問 題個体は選択的な捕獲を行うよう市町村に徹底を図ることとしてお ります。

注意喚起として、県ホームページにおいて、県で作成したクマの 出没を防ぐためのノウハウ等を記載したツキノワグマ出没マニュ アルを掲示し、またクマの出没・目撃及び捕獲情報を随時掲載して おります。特に今年度は、県内で人身被害も発生したことから、県 ホームページのトップで、クマの被害に係る注意喚起を行いました。

議長 それでは、第4期山梨県ツキノワグマ保護管理指針(案)につき まして、今回頂いた意見を、事務局で参考とするようお願いします。 次に、「 第3期山梨県カワウ管理指針(案)について」 事務局から説明をお願いします。 (資料6-1)~(資料6-2)について説明(概要のみ)。 事務局 議長 当該案件につきまして、意見、質問等がございましたらお願いい たします。 委員 (特になし) 議長 それでは、第3期山梨県カワウ管理指針(案)につきまして、今 回頂いた意見を、事務局で参考とするようお願いします これで、予定していました審議案件は終了いたしました。 議事を終了させて頂きます。御協力ありがとうございました。 司会 ありがとうございました。 5 その他として、何か、この場でお伝えしたい事など、ありま すでしょうか。 事務局 本日、検討いただきました計画及び指針につきましては、関係地 方公共団体等への意見照会を行い、必要な修正を行った上で来月開 催される環境保全審議会で審議・報告したいと思います。 今後、他団体からの意見に基づく必要な修正や、語句修正等につ いて、事務局に一任いただきたいと思います。 司会 それでは、必要な修正等について、事務局に一任頂くこととさせ ていただいてよろしいでしょうか。 (承認) 委員 ありがとうございます。 司会 5 閉会 以上をもちまして、本日の鳥獣部会を閉会いたします。 司会 本日は、お忙しい中、どうもありがとうございました。